

議第 1 3 2 号 呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号。以下「国の基準」といいます。）の一部が改正されたため、所要の規定の整備をするものです。

2 条例改正に係る国の基準の改正の概要

「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について」（令和元年 1 2 月 1 0 日子ども・子育て会議）における議論を踏まえ、国の基準において、保護者の疾病や疲労等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることが明確化されたほか、家庭的保育事業を行う職員に係る欠格事由について、引用条項に移動が生じたことに伴う規定の整理がされました。

【参考】

- ・家庭的保育事業等の類型

事業		定員	場所	実施主体
家庭的保育事業		5 人以下	家庭的保育者の居宅等の様々なスペース	市町村， 民間事業主等
小規模保育事業	A 型（保育所分園に近い類型）	6 人から 1 9 人まで	多様なスペース	
	B 型（中間的な類型）			
	C 型（家庭的保育に近い類型）	6 人から 1 0 人まで		
居宅訪問型保育事業		1 対 1 が基本	利用する保護者・子どもの居宅	
事業所内保育事業		従業員の子どもに加えて地域枠（1～20 人）	事業所その他様々なスペース	乳幼児を持つ労働者を雇用する事業主等

- ・子ども・子育て会議

子育て当事者，都道府県知事，市町村長，事業主代表・労働者代表，子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者），有識者が，子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして，子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 7 2 条の規定により内閣府に設置された会議

3 市の考え方

一部改正に係る国の基準の規定については「従うべき基準」であり、本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とすることとします。

【参考】

・従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

4 施行期日

公布の日